

「著作権についてのぞいてみましょう」

法律には裁判規範と行為規範があります。著作権法は、前者に該当するものです。皆様方の思想または感情を創造的に造り上げることを制限するものではありません。

著作権法は、第1条において、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作権の権利およびこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に配慮しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」と規定している。

一、著作者

1. 著作者の意義

- (1) 著作者とは著作物を創作するものをいう（2条1項2号）。
- (2) 著作者として著作権法に規定する諸権利を享有するためには、単に創作したという事実があれば足り、そのほかに登録、納本などの形式を要するものではない（無方式主義）。
- (3) 著作者は著作物の創作者であることを要する。その結果、
 - イ 創作に動因を与えたにすぎない者は創作者ではない。したがって、小説家や画家にヒントやテーマを与えた者は著作者とはいえない。
 - ロ 依頼者は著作者ではない。絵画の注文者、建築主など製作機会の提供者は著作者とはいえない。
 - ハ 著作者の助手は著作者ではない。著作物の作成に際し、著作者の指揮監督下にあってその手足として作業に従事する者は、著作者の創作活動を助けるにすぎず、みずからの創意に基づいて製作に励むものではないから、著作者となりえない。

2. 著作物の定義

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術美術または音楽の範囲に属するものをいう（2条1項1号）。

二、著作者人格権

意義

著作者人格権とは著作者が自己の著作物に対して有する人格的・精神的利益を保護する権利のことであり、具体的には公表権、氏名表示権、同一性保持権など、著作者としての地位から生ずる人格的権利を包含している。

1. 公表権（18条）

意義

著作物を公表するかどうか、公表するとした場合にその時期および方法をどうするかについて決定する著作者の権利、これを公表権という。

2. 氏名表示権（19条）

著作物の創作者たることを主張し、著作物に著作者の表示を付するか否か、いかなる表示を付するかを決定する著作者の権利を、氏名表示権という。帰属権、資格確保権ともいう。

3. 同一性保持権（20条）

著作物の完全性を保持し、無断でこれの変更、切除その他の改変をする者に対して異議を申し立てる著作者の権利を、同一性保持権という。

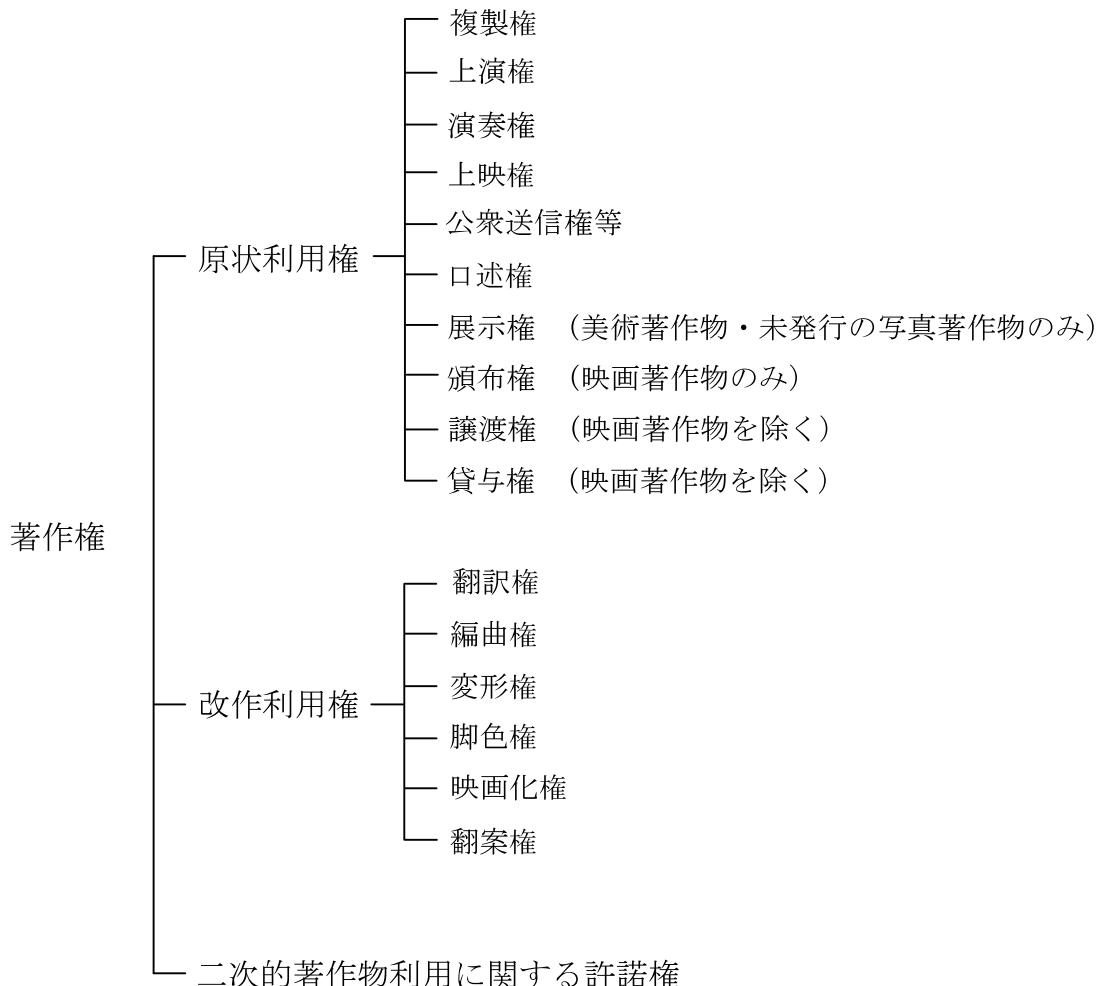
4. その他名誉権

現行法は、著作者の名誉または声望を害する方法によりその著作物を利用する行為が著作者人格権を侵害する行為であるとみなしている（113条5項）。

したがって、公表権や氏名表示権、さらには同一性保持権さえも侵害していない場合であっても、著作者の社会的評価を低下させる方法によって著作物を利用するとき、それは著作者人格権の侵害となる。

三、著作権（著作財産権）

著作権は、著作物の利用形態に応じて発生した法的承認を受けた多くの財産的権利の源泉として、包括的な内容を有する支配権である。



四、著作物の原状利用権

1. 複製権（21条）

著作者は、著作物を複製する排他的権利を有する。

2. 上演権および演奏権（22条）

著作者は、その著作物を、公衆に直接見せまたは聞かせることを目的として上演し、または演奏する排他的権利を有する。

3. 上映権（22条の2）

著作者は、その著作物を公に上映する排他的権利を有する。

4. 公衆送信権（23条）

著作者は、公衆によって直接受信されることを目的として無線送信または有線電気通信の送信を行う排他的権利を有する。これを公衆送信権という（23条1項）。

5. 口述権（24条）

著作者は、言語の著作物を公に口述する排他的権利を有する。

6. 展示権（25条）

著作者は、美術著作物または未発行の写真著作物の原作品を公に展示することについての排他的権利を有する。

7. 頒布権（26条）

映画著作物の著作者は、その著作物をその複製物により頒布することについての排他的権利を有し（同条1項）、映画著作物の中に複製されている著作物の著作者も同様に、排他的な頒布権を有する（同条2項）。

8. 譲渡権（26条の2）

著作者は、著作物（映画著作物を除く）をその原作品または複製物（映画著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く）の譲渡により公衆に提供する排他的権利を有する。

9. 貸与権（26条の3）

著作者は、著作物（映画著作物を除く）の複製物（映画著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く）を公衆に貸与する排他的権利を有する。

五、著作権の限界

ある作品の著作物性が承認されるとそこに著作権が与えられ、著作者の独占的利用が法によって保障される。だが、その独占的利用が無制限に保障されるかというと、それは決してそうではない。著作物はそれを作成した著作者個人のものであると同時に国民共通の文化財産として的一面をも有するのであるから、一定の範囲内の自由利用を国民に認めることはその国の文化の発展にぜひとも必要なことであるし、また著作者は著作物の作成にあたってなんらかの形で先人の文化遺産を摂取しているのが普通であるから新たに作成された著作物も一定の時期以後は国民すべてに解放され、後世の人々の利用に供されなければならぬ債務が当然に課せられているとみるべきであろう。このような著作物のもつ宿命を一般に著作権の社会性とよんでおり、各国とも著作権の保護に一定の制限を加えている。わが国の場合もその例外ではない。ただここで問題となるのは、著作物による独占的利益の保障をあくまで貫徹したいと欲する著作者側の願望と、できる限り著作物の自由利用が認められたいと欲する国民一般の願望とをどこで調和させるかにある。これは立法政策の問題であり、わが現行法もこの点について最大の苦心を払っている。以下においては、著作権の公共的限界と時間的限界とに分けて、わが現行法の立場について概観してみよう。

六、著作権の公共的限界

1. 著作物の自由利用

著作権の保護期間内に著作物を利用しようとする者は著作権者から利用許諾を受けるのを原則とするが、一定の場合には定められた条件のもとに著作権者に無断で利用することが法によって認められている。これには次の場合がある。

①私的使用のための複製

(1) 複製の自由の原則

講義を筆記したり音楽放送を家庭でテープに録音したりする場合のように、著作物を個人的にあるいは家庭内少数の友人間など限られた範囲内で使うために複製する場合には、著作権者の許諾を要することなく誰でも自由に著作物を利用することができる。

(2) 除外例・・・複製権の処理が必要な場合。

私的使用のための複製が自由であるという規定は、デジタル技術の登場前に設けられたものであることに注目する必要がある。アナログ技術による複製においては、複製物は本物よりも質が落ちるところから、私的使用などの限られた一部の場合に複製の自由を認めたとしても、権利者の利益が大きく害されることはない、との考えに基づいて設けられたものである。だが、複製の技術が急速に進歩し、さらにはデジタル技術が登場するようになると、複製は瞬時に、しかも時間の経過によっても劣化しないものが生まれ、これによって権利者の利益が脅かされるおそれが生ずるにいたった。そこで、私的使用のための複製であっても以下の場合には、複製権の処理が必要とされることになった。

イ 私的使用のための複製であっても、それが公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部または主要な部分が自動化されている機器をいう）を用いての複製の場合は、30条1項の適用を受けず、複製権者の許諾が必要とされる（30条1項1号）。昭和59年の法改正に拠る。具体的には貸レコード

店の店頭などに設置されている音楽テープの高速ダビング機を利用しての複製などがこれにあたる。営利目的でこのような自動複製機器を設置して権利者の権利の侵害となる複製に使用させた者については罰則が適用される（119条2号）が、複製を行った者自身は民事上の責任はともかく、刑事责任が追及されることはない（119条1項）。なお、自動複製機器のうち、文献複写機については、この分野における集中的権利処理体制が整っていないことにかんがみ、当分の間、適用除外されており（附則5条の2）、したがって、公衆の使用に供することを目的として設置されている文献複写機を用いての複製には複製権者の許諾は必要なく、また営利目的でこのような文献複写機を設置する者に対しての罰則の適用もない。

- ロ 電磁的方法によりコピー・プロテクションのかけられている著作物につき信号の除去または改変によってプロテクションを解除し、これにより可能となった複製を悪意で行う場合は、たとえそれが私的使用のための複製であっても、複製権者の許諾が必要となる（30条1項2号）。

②図書館における複製（31条）

（1）図書館における複製が許されるのは、それが営利を目的としない事業として行われ、かつ図書館の図書・記録その他の資料を用いて行う場合であって、しかも次に掲げるいずれかの場合に該当するものでなければならない。

イ 図書館利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合ただし、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の論文については、その全部の複製も認められる。

- ロ 図書館資料の保存のために必要がある場合。
- ハ 他の図書館の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合。

③引用（32条）

(1) 公表された著作物を自分の著作物に引用して利用することは、出所を明示することを条件として許される（32条1項・48条1項1号）。だが、引用の許容範囲は決して無制約ではなく、著作権者の利益保護との関連でそこに一定の制限があり、それを超えた引用については著作権者の許諾が必要なのは言うまでもない。問題は、自由利用の許される「引用」の範囲はどこまでかを明らかにすることである。この点、法32条1項は、「その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われなければならない」と規定しているが、「公正な慣行」や「正当な範囲内」などの概念は、具体性に乏しく、結局は判例の蓄積に待つほかはない。

④教育の目的のための使用（33条～36条）

(1) 教科書への掲載（33条）

イ 教科用図書（高等学校以下の検定教科書と文部科学省著作教科書）のすべてについて、その必要の範囲内で著作物の教科書への自由掲載を認め、それによって著作権者の経済的利益が不当に害されるのを防ぐため、文化庁長官が毎年定める補償金を支払うことを使用者に義務づけている（33条2項）。

(2) 教科用拡大図書等の作成のための複製（33条の2）

(3) 学校教育番組の放送等（34条）

(4) 学校その他の教育機関における複製等（35条）

学校、各種学校、職業訓練校など非営利目的の教育機関において、教育を担任する者がその授業の過程において使用するために著作物を複製する場合には、著作権者の許諾を必要としない。したがって、たとえば、教師が教材として生徒に配布するため著作物をコピーしたり、教育放送をビデオテープに録画したりすることは許される。また同様に、授業を受ける者も教師の指導の下で授業の過程で使用することを目的とする場合にはみずか

ら複製しても差し支えない。いずれの場合でも、著作物の種類、用途、複製の部数・態様などにより著作権者の経済的利益が不当に害されるときは許諾が必要となる（35条1項）。

（5）試験問題としての複製（36条）

入学試験、入社試験など人の学識技能に関する試験または検定の試験問題に無断利用が許される（36条1項）。ただし料金を取って模擬試験を行う場合のように、営利を目的としてこの複製をするときは、著作権者の許諾を得る必要はないが、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない（36条2項）。

⑤視覚障害者のための複製・送信・録音（37条）

視覚障害者用の点字による複製は、営利事業として行われる例が少なく、おおむね篤志家の奉仕によって行われ、その部数も比較的少ないとから、視覚障害者の福祉の増進と言う政策的見地に基づきこれを自由としている（37条1項）。

⑥聴覚障害者のための自動公衆送信（37条の2）

聴覚障害者の便に供するために、放送・有線放送される著作物の音声を文字化し放送・有線放送とともにコンピュータ・ネットワークを通じて自動公衆送信（リアルタイム字幕）をすることは「聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるもの」に限り自由に行うことができる。

⑦営利を目的としない上演等（38条）

学芸会での演劇、学校祭の音楽会、消防庁音楽隊の野外演奏、老人施設慰問のための演芸会あるいは公共祝典行事における音楽演奏などのように、①営利を目的としないこと②聴衆または観衆から料金を徴収しないこと③実演家に報酬が支払われないこと、の3つの要件がすべて充足される場合には、著作物を無断で上演演奏、口述または上映することが許される（38条1項）。

⑧時事問題に関する論説の転載等（39条）

新聞、雑誌に掲載された社説などの政治上、経済上、社会上の時事問題に関する論説（学術的性質を有するものを除く）は、その性質上広く一般に内容を知らせることを目的とするものであるから、とくに転載禁止の表示がなされていなければ、これを他の新聞、雑誌に転載し、あるいは放送・有線放送をすることができる（39条1項）。だが、署名入りの記事は従来の慣行から転載禁止の表示があるものとして扱われるのが普通である。

⑨政治上の演説などの利用（40条）

公開の場で行われた政治上の演説または、陳述および裁判手続における公開の陳述は、その性質上広く公衆に伝達されかつ自由に利用されるべきものであるため、原則として著作権者の許諾を不要としている。ただし同一の著作者のものを編集して利用する場合には、例外として許諾が要求される（40条1項）。

国または地方公共団体の機関において行われた公開の演説または陳述は、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞、雑誌への掲載または放送、有線放送が許される（40条・2項）。

⑩時事の事件の報道のための利用（41条）

ニュースを報道する場合に既存の著作物を利用することがある。この場合にも権利処理が必要であるのが原則であるが、著作権法は①時事の事件の報道のためであること②利用される著作物が当該事件を構成する著作物であるか、または当該事件の過程に見聞きされる著作物であること③報道の目的上正当な範囲内においての複製や利用（利用は当該事件の報道に伴う場合に限られる）であること、の3要件をみたす場合にのみ、権利者の許諾を不要としている。

⑪裁判手続等における複製（42条）

裁判手続のため必要な場合や、立法・行政上の目的のため役所の内部資料として必要な場合に、著作権者の利益を不当に害しない限り、複製を自由としている。

⑫情報公開法等による開示のための利用（42条の2）

⑬翻訳・翻案による利用（43条）

上記①から⑫までのいずれかに該当し、原作のままでの著作物の自由が許される場合に、原則として翻訳、翻案など改作による著作物の利用も自由とされている。

七、出所の明示

1. 出所明示の基礎

著作物の自由利用が許される場合であっても、その出所を明示すべきであるとするのが各国の立法例であり、現行法が出所の明示を要求する場合は次のとおりである。

- イ 引用（32条）、教科用図書への掲載（33条）、教科用図書等の作成のための複製（33条の2第1項）、点字による複製等（37条1項・3項）、裁判手続等における複製（42条）、または美術著作物等の展示に伴う複製（47条）の場合（48条1項1号）
- ロ 学校教育番組の放送（34条1項）、聴覚障害者のため自動公衆送信（37条の2）、時事問題に関する論説の転載等（39条1項）、または政治上の演説などの利用（40条1項・2項）による著作物の利用の場合（48条1項2号）
- ハ 著作物を複製以外の方法により引用する場合（32条）、学校その他の教育機関における複製（35条）試験問題としての複製（36条）、営利を目的としない上演等（38条1項）、時事の事件の報道のための利用（41条）、または公開の美術著作物等の利用（46条）による著作物の利用の場合においては、その出所を明示する慣行があるとき（48条1項3号）

八、著作権の時間的限界

1. 保護期間の限定

(1) 保護期間限定の理由

著作権は、著作物の排他的独占的権利として所有権に著しく類似する。そこで、所有権と同様、著作権の永久的存続性を主張する見解が古くからあり、(たとえば、かつての精神的所有権論、現在の新精神的所有権論がこれにあたる)、またはそれを取り入れた立法例もある。しかしながら、著作権の永久的存続性を認めるならば、著作権者の許諾がない限り、永久に著作物の利用がなし得ないこととなり、その結果、文化の進展は著しく阻害される。

著作者といえども完全なる無から有を生み出すことはできず、著作物の作成にあたってはなんらかの形で先人の文化的遺産を摂取しこれを利用しているはずであるから、完成された著作物を永久に私物化することは許されないものといわなければならない。ここに著作権の保護期間の限定される理由がある。とはいえ、保護期間があまりに短いときは、著作権者の受ける利益は僅少なものとなり、十分に著作者の労力に報いることができなくなる。かくては、何人も創作の意欲を失い、著作物はこの世から姿を消すこととなろう。そこで、保護期間を決定するにあたっては、長すぎも、また短すぎもしない範囲で著作物の自由利用を求める一般公衆の利益と、労力に対する十分な報酬を期待する著作者の利益との調和点をどの時点に求めるか、を慎重に検討しなければならないのであって、保護期間を何年とするかは立法政策上最大の難問といって過言ではない。

2. わが現行法は原則として死亡時起算主義を採用し、保護期間を著作者の死後 50 年(共同著作物の場合は、最終に死亡した著作者の死後 50 年)としている(51条2項)。したがって著作権の存続期間は、著作物の創作の時を始期とし(51条1項)著作者の死後 50 年を経過した時を終期とする。

九、私的録音・録画補償金

1. 私的録音・録画補償金制度導入の経緯

著作権から派生する権利の一つに複製権があり、著作物を複製する場合には著作権者から許諾を受けなければならないことについては、すでに述べたとおりである。

ここに「複製」とは、印刷、写真、複写、録音、録画、その他の方法によって著作物を有形的に再生することをいい（2条1項15号）、小説や論文を筆写、複写、印刷したり、絵画や彫刻を模写、撮影したり、講演をテープに入れ、音楽をレコードやCDに吹き込んだりする行為がこれにあたる。作成される複製物の数は重要ではなく、たとえ複製物が一部であっても著作権者の許諾なしに複製することは、原則として許されない。

だが、このような複製権には重大な制約がある。著作物はそれを作成した著作者一個人ものであると同時に、人類共通の文化財産として的一面をも有しているところから、著作者の経済的利益に反しないかぎりで一般の自由利用を認めることは一国の文化の発展に必要なことであるとの認識に基づき、一定の場合には複製権が及ばないこととし、国民による自由利用を許しているのであるが、その中でも最も重要なのが著作権法30条1項である。この規定は著作物を個人的に、または家庭内にその他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的として複製される場合には、著作権者の許諾を必要としない趣旨を定めたものであり、一般に、私的使用のための複製の自由を定めた規定を称されている。

2. 私的録音・録画補償金請求権

私的使用を目的として、政令で定めるデジタル方式の録音・録画機器により、政令で定めるデジタル方式の録音・録画用の記録媒体に録音・録画を行う者は、著作権者、実演家およびレコード製作者に対し、相当の補償金を支払わなければならない（30条2項・102条1項）。補償金の支払いの対象となる機器・記録媒体が政令で定めるデジタル方式のものに限定し、アナログ方式のものを除外したのはすでに一般家庭に普及し浸透しているこの種の機器・記録媒体に補償賦課することは影響が大きすぎることを考慮したためである。なお、政令はデジタル方式の録音機器

につき、D A T（デジタル・オーディオ・テープレコーダー）、D C C（デジタル・コンパクト・カセット）、M D（ミニ・ディスク）、C D-R（コンパクトディスク・レコーダブル）、C D-R W（コンパクトディスク・リライタブル）の5種とし（施行令1条1項）、また記録媒体については上記5種の機器によって録音の用に供される磁気テープ、光磁気ディスクまたは光ディスクとした（施行令1条の2第1項）。一方、録画機器については、D V C R（デジタル・ビデオ・カセット・レコーダー）、D-V H S（データ・ビデオ・ホーム・システム）、M V D I S C（マルチメディア・ビデオ・ディスク）、D V D-R W（デジタル・バーサタイル・ディスク・リライタブル）、D V D-R A M（デジタル・バーサタイル・ディスク・ランダム・アクセス・メモリ）およびB l u - r a y（ブルーレイ）の6種とし（施行令1条2項）、またその記録媒体については上記5種の機器によって録画の用に供される磁気テープとしている（施行令1条の2第2項）。

3. 補償金請求権者

補償金を受ける権利は、録音・録画ごとにそれぞれ文化庁長官が全国を通じて指定する権利者の団体によってのみ行使できる（104条の2第1項）。

4. 補償金支払い義務者

上記の機器・記録媒体の購入者は、指定管理団体から請求があったときは、その購入にあたり、私的録音または私的録画にかかる一括の補償金を支払わなければならない（104条の4第1項）。機器・記録媒体の購入者が支払うべき補償金の額については、指定管理団体が定めて文化庁長官の認可を受けなければならない（104条の6）。

十、侵害に対する刑事上の制裁

1. 種類および内容

(1) 権利侵害の罪

著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権または著作隣接権を侵害した者及び営利を目的として30条に規定する自動複写機器を著作権、出版権、または著作隣接権の侵害となる著作物、または実演等の複製に使用させた者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処せられ、またはこれが併科される（119条）。親告罪であるが（123条1項）、無名・変名著作物については発行者が告訴権者となりうる。ただし変名が周知の場合、実名登録があった場合、および告訴が著作者の明示の意思に反する場合は告訴できない（123条2項）。